

5第16号陳情 心身障害者の外出の権利を拡充するために市に対し福祉タクシー事業の改廃を含めた抜本の見直しを求める陳情

受理年月日 令和5年11月20日

陳情者 東大和市桜が丘1-1449-9-325
榎本 清

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

東大和市福祉タクシー事業（現行では40事業者のみ利用可能）の抜本の見直しにより、いかなる事業者のタクシーも利用できるよう制度改革に取り組むことを求める。具体的には、現行福祉タクシー券で全てのタクシーが利用できるよう改定するか、または自動車ガソリン費助成事業のように領収書提示による助成金支給に切り替える方向で制度の再構築を図ることを求めるものである。

陳情理由

現在の東京都（島嶼部を除く）のタクシー事業者数は387者ある。このうち多摩地区が67者、都区部及び武蔵野・三鷹地区が320者である（2020年関東運輸局調）。ところが東大和市福祉タクシー事業によるタクシー券利用可能事業者は個人事業者（個人タクシー）を含め40者、うち介護タクシー等事業者が17者、地元及び周辺事業者が18者、個人タクシー事業者が2者、全国展開している事業者は3者である。

東大和市地元周辺で福祉タクシー券を利用できるのはありがたいが、通院や買物などで都心に出て、いざタクシーを利用しようとなった時に東大和市の福祉タクシー券では使えないことが圧倒的に多い。

歩道や通路の構造が障害になり移動そのものが苦痛である車椅子利用者や、歩行すること自体に大きな困難を抱える内部障害者、重度の障害児を車椅子に乗せ医療的ケアを施しながら移動せざるを得ない介護者たちにとって、目の前に来たタクシーを東大和市の福祉タクシー券では利用できず、泣く泣く見過ごさざるを得ない悔しさを、果たして「健常者」である一般の人たちに理解してもらえるだろうか。そんな時、役に立たないタクシー券をその場で破り捨てたくなるような衝動にさえ駆られるのである。

障害者は地元やその周辺でしか生活や活動しないわけではなく、できないわけでもない。全国各地に出かけるし、海外に赴くことさえまれではない。東大和市福祉タクシー事業実施要綱第1条にあるとおり、「生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図」るのが目的であるなら、地元やその周辺でしか利用できないものであってはならず、利用範囲の拡充を図ることが急務である。そしてそれはできないことではない。

具体的には現行の福祉タクシー券を全てのタクシー事業者で利用できるようにすることが理想だが、それが困難であるならば、東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業のごとく、領収書の提示による補助事業に切り替えればよい。障害者にとって先払いの不利益はあるが、同様の目的で実施されているガソリン費助成でも不利益は同じである（この「不利益」については漸次改善していけばよい）。

この件に関しては数年前から担当部課に口頭や文書で申入れを繰り返してきたが、納得できる回答を頂いたことがない。この間、事業者の入替えなどはあったものの、地元周辺偏重で根本的な解決には至っておらず、思い余って陳情を提出するに至った次第である。市議会でご理解いただき、市民の声として行政に働きかけていただきたい。

添付資料

- 1 東大和市心障者自動車ガソリン費助成事業実施要綱と福祉タクシー事業実施要綱比較
- 2 東大和市福祉タクシー券（2023年度版）裏面（拡大表示）